

令和6年

第8回

# 富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第8回）

日 時 令和6年8月8日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第8回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午前9時50分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

森田 孝子 さん、伊井 義則 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。なお、本件については、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定2から5までと関連がありますので、一括議題といたします。採決は、使用貸借権設定1から5を分割して行います。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1から5について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

本案件は、太陽光発電設備の許可を得ていた業者の破産により、太陽光発電設備が競売になったため、下部農地の耕作者を変更するものです。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者は千葉市で認定農業者の資格を得ており、サツマイモを植える計画です。使用貸借権設定1については、富里南小学校から南東に向かった約650メートルに位置しています。その他につきましては、実の口交差点から北へ約800メートルに位置しています。筆が分かれていることから申請が2から5となっておりますが、当初の許可は同じ筆でした。権利者と義務者の関係は第三者です。権利者は千葉市で17,000平方メートルを借りており、耕作状況は良好でサツマイモを植えているとのことです。営農人数は会社の定款では7人で機械類など一式完備となっております。現地は、令和5年11月に競売となったことから耕作はされておらず、草刈りを行った程度でしたが、

許可後は適正に耕作ができると考えます。以上のことから許可相当であると思います。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、使用貸借権設定1について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、使用貸借権設定2について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、使用貸借権設定3について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、使用貸借権設定4について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、使用貸借権設定5について採決します。本案を許可と決定することに賛成

の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5を議題とします。なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1から5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1から5と関連がありますので一括議題とします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1から5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1から5を分割して行います。

秋元委員、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員、森田委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5について、現地調査及び書類審査について、一括して報告をいたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。この案件は、先程、田口委員が説明した土地について、営農型太陽光発電設備の区分地上権設定をするものです。前の権利者が倒産したため、競売により現状の義務者から権利を引き継ぐものです。また、太陽光発電設備はすでに設置されているため追加の工事等はありません。

以上のことから許可相当と考えられます。

議長 森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号、計画変更1から5、議案第3号 一時転用賃貸借権設定1から5について、書類審査並びに現地調査の結果を報告します。

担当委員は森田です。

本案件は当初許可を得ていた太陽光業者の破産により、太陽光発電設備が競売になった

ため、落札した権利者が計画変更と一時転用に伴う賃貸借権設定の申請をしたものです。概要については議案記載のとおりです。計画変更1及び一時転用に伴う賃貸借権設定1は、株式会社エンブルーから分かれた合同会社エンブルー投資2号、その他については合同会社エンブルー投資5号が行います。現地は令和5年11月に競売になった関係から耕作はされておらず、草刈りを行った程度でしたが、田口委員担当の耕作について許可相当となっていることから、太陽光設備引継ぎ許可後は耕作されるものと考えます。今回の申請は先ほども申しあげましたとおり、裁判所による競売が掛かったものですので、司法で決定したもののについて、市農業委員会並びに県知事が覆せるものではないため、許可相当ではないかと考えます。以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、区分地上権設定2について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、区分地上権設定3について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、区分地上権設定4について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、区分地上権設定5について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、計画変更2について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、計画変更3について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、計画変更4について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、計画変更5について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、賃貸借権設定2について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、賃貸借権設定3について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 次に、賃貸借権設定4について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 次に、賃貸借権設定5について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1から5、区分地上権設定1から5については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1から5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1から5について、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から5及び区分地上権設定1から5を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

---

議長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地

調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請内容は、親子間での一部生前贈与となります。来月以降に書類が整い次第、ほかの親族への移転申請も予定しているとのことです。

なお、一括贈与でないため、税の猶予申請は今回ありません。権利者は、現在、会社員ですが退職後の仕事として就農したいとのことです。申請地は、市役所から旧平方面に向かい中原医院の手前の右側です。現況は、ネギ、落花生、里芋などが作付けされていて、境界、進入路は確保されています。世帯員1人で兼業1人です。営農については、義務者が指導し機械類も一式所有しており出荷先は直売所を予定しています。取得後は人参、落花生、里芋を作付けします。住所地から申請地までは約30キロメートル、車で1時間位です。以上のことから効率的に利用されると思います。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、賃貸借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

継続審査案件についての報告を行います。担当委員は森田です。本案件は第6回農業委員会総会において、7月までとした保留案件になります。8月5日、審査会当日の午後、申請者ララキノコ代表伊藤氏及び代理人淀谷氏出席で聞き取り調査を行いました。出席委員は、相川会長、秋元委員、田口委員、森田です。聞き取り内容は、事務局の調査により、富里市の他に睦沢町、大網白里市、八街市に耕作する権利を有する農地を保有していることが判明し

ておりましたので、その耕作についての内容となります。

まず、保留解除条件としていた7月末までに耕作を開始し事務局へ報告する事については報告が無く、全ての農地を耕作しておりませんでした。

但し、今回の申請地については、柵を植えているという事で、審査会の現地調査で定植を確認しております。

伊藤氏によれば、七栄の太陽光設備の下部農地は10月に柵を定植する予定で、睦沢町、八街市は草刈りをし、大網白里市はブルーベリーを植えているので管理をするという回答がありました。

ララキノコの社員は2人、アルバイトが2人で、耕作は大丈夫なのかと尋ねたところ、柵、ブルーベリーは植えてしまえば4人でもできるとの事でした。

なお、前回複数の委員から疑義が生じた、ララキノコとNSアグリが同住所という件については、以前サツマイモの耕作を行っており、サツマイモの耕作を行っているNSアグリにアドバイスをもらうために、ララキノコが呼び寄せており、同じ事業は行ってはいないとの事でした。

以上を踏まえ、やる気であれば、すぐにでもロータリー掛け程度であれば可能と判断しました。本来ロータリー掛けでは耕作したことにはなりません、今回申請の土地については柵を植えているという事を評価し、最低条件としてロータリー掛けとしております。

また、市外の農地についても同様に農地の管理を行い、各農業委員会へ報告し、富里市へ連絡をもらうようお願いするところです。

本案件は営農型太陽光発電設備の下部農地を耕作するものであり、印旛農業事務所も農地法第3条においては担当外ではありますが、営農についても事務局と協議しているところです。なお、営農型である以上、営農していない場合は撤去指導もあり得るとの連絡を受けているとのことです。

聞取り調査のまとめにおいて、相川会長、田口委員より、耕作について及び、草は1本でも生えてはいけないという内容の指導を行っており、申請人は真摯に対応すると話しておりました。以上の事から、出席委員と相談し保留延長とし、既に最初の延長から2か月経過していることから、次回申請期間の令和6年8月23日までとしました。

なお、延長期間中に耕作を開始できない場合は、印旛農業事務所の意向もありますが、農地法第5条一時転用の許可後の取り下げも視野に入れた取り下げを指導するとしております。本件について承認いただきますようお願いいたします。報告は以上です。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案につきましては、耕作状況などの再確認のため継続審議延長とする。なお、報告等の期限は令和6年8月23日までとすることに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、継続審議延長とし、期限は令和6年8月23日までとすることに決定しました。

---

### ◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 所有権移転2から8までと、関連がありますので、一括議題といたします。採決は、所有権移転1から8を分割して行います。関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1から8までについて、関連があるため一括議題として現地調査及び書類審査の報告をいたします。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、畑10筆で現況は草が生えており、数年耕作されていないと思われます。市道01-003号線の七栄交番から久能方面に向かい、コスモファニー先の左側になります。農地区分は第1種農地で例外的なものと思われます。施設計画は建売分譲18棟、区画面積は250.04平方メートルから330.61平方メートルの18区画を予定しています。給排水関係は上水道、汚水雑排水は小型合併浄化槽を設置します。資金等については、借入金の書類があり事業総額より多いことを確認しました。なお、権利者の事業者については富里市でも実績もあり問題ないと思われます。また、申請地は耕作放棄地の解消や市税の増収も見込まれます。以上のことから、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第3号 所有権移転1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転3について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転4について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転5について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転6について採決します。  
本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)  
挙手全員です。  
よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転7について採決します。  
本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)  
挙手全員です。  
よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転8について採決します。  
本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)  
挙手全員です。  
よって、本案は許可相当と決定しました。  
以上で審議案件は終了いたしました。

---

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。  
これをもって本総会を閉会します。

(午前10時21分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員